

根室地域(歯舞地区)

指定基準	講評
<p>イ．当該地域マリンビジョンが、地域のポテンシャルを活かすとともに個性ある計画となっていること。</p>	<p>根室半島先端の歯舞地区は国境に面した地域であり、国境漁業、国境観光を核とした将来像となっており、地域の資源を活用した計画となっていますが、個々の取り組みの関連性を検討し、国境地域という特殊性を活かしたビジョンにすることにより、個性ある計画になると考えられます。</p>
<p>ロ．当該地域マリンビジョンが、独創性、先駆性、広域性のいずれかが認められるとともに、他地域モデルとして見込め、北海道マリンビジョン21の具現化に資する計画となっていること。</p>	<p>国境周辺地域という特異な地理的な条件の中で、観光と漁業の相乗効果を狙う点については、独創性を有する可能性があります。漁業の将来像については、現状の課題を解決する具体的な方策が明示されていなく、また観光についても同様であることから、現計画において独創性、先駆性、広域性が認められません。</p>
<p>ハ．当該地域マリンビジョンが、地域協議会の十分な議論・調整を踏まえた計画であること。また、地域マリンビジョン策定後であっても、適宜地域協議会において当該地域マリンビジョンの円滑な推進を図る計画となっていること。</p>	<p>本計画において、納沙布岬観光の構造転換や酪農付加価値化による産業おこしが盛り込まれていますが、協議会メンバーに観光関係者、酪農関係者が入っていないことが残念であり、計画策定過程に地域の観光関係者、酪農関係者も参画していることが望ましいと考えられます。</p>
<p>ニ．当該地域マリンビジョンに位置付けられている拠点漁港が、北海道マリンビジョン21の趣旨に鑑み、計画において拠点漁港のいずれかに該当すること。</p>	<p>将来ビジョンの実現を図るために、歯舞漁港は衛生管理流通拠点として、温根元漁港は増養殖支援拠点としての機能を有しています。</p>
<p>ホ．地域マリンビジョンの実現に向けた取り組み内容が各実行主体ごとに明確になっているほか、それらの取り組みが地域において継続的に行われる等、地域マリンビジョン及び取組主体の熟度が認められること。</p>	<p>構想の実現に向けた取り組み主体の一部となるべき観光関係者や酪農関係者が、協議会メンバーに入ると、取り組み内容ごとの実行主体が明確になり、計画の実効性が高まると考えられます。</p>